明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（五六）　五
○株式会社地域経済活性化支援機構法の一部を改正する法律（五七）　六
○中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（五八）　六
○金融機能の強化のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（五九）　五
○賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（六〇）　三
〔政　令〕
○国土交通省組織令の一部を改正する政令（一九二）　二
○補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部を改正する政令（一九三）　二
○株式会社地域経済活性化支援機構法施行令の一部を改正する政令（一九四）　三
○母子保健法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一九五）　三
○新型コロナウイルス感染症対策中小企業等家賃支援給付金の支払の臨時特例に関する政令（一九六）　三
〔内閣官房令〕
○失業者の退職手当支給規則の一部を改正する内閣官房令（内閣官房五）　三
〔府　令〕
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府四七）　三
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（同四八）　三
〔府令・省令〕
○株式会社地域経済活性化支援機構法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・経済産業一）　三
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働九）　三
○農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令（内閣府・農林水産九）　三
〔省　令〕
○法人税法施行規則の一部を改正する省令（財務五一）　三
○国土交通省組織規則の一部を改正する省令（国土交通五五）　三
○地方整備局組織規則の一部を改正する省令（同五六）　四
〔告　示〕
○株式会社地域経済活性化支援機構支援基準の一部を改正する告示（内閣府・総務・財務・厚生労働・経済産業一）　四

本号で公布された法令のあらまし

◇防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（法律第五六号）（農林水産省）

1　目的

この法律は、防災重点農業用ため池の決壊による水害その他の災害から国民の生命及び財産を保護するため、防災工事等基本指針の策定、防災重点農業用ため池の指定、防災工事等推進計画の策定及びこれに基づく事業等に係る国の財政上の措置等について定めることにより、防災重点農業用ため池に係る防災工事等の集中的かつ計画的な推進を図ることを目的とすることとした。（第一条関係）

2　定義

㈠　「農業用ため池」とは、農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成三一年法律第一七号）第二条第一項の農業用ため池をいうこととした。（第二条第一項関係）

㈡　「防災重点農業用ため池」とは、4により指定された農業用ため池をいうこととした。（第二条第二項関係）

㈢　「防災工事」とは、農業用ため池の決壊を防止するために施行する工事（農業用ため池を廃止するために施行する工事を含む。）をいうこととした。（第二条第三項関係）

㈣　「劣化状況評価」とは、防災工事の必要性についての判断に資するために行う劣化による農業用ため池の決壊の危険性の評価をいうこととした。（第二条第四項関係）

㈤　「地震・豪雨耐性評価」とは、防災工事の必要性についての判断に資するために行う地震又は豪雨による農業用ため池の決壊の危険性の評価をいうこととした。（第二条第五項関係）

㈥　「防災工事等」とは、防災工事並びに劣化状況評価及び地震・豪雨耐性評価をいうこととした。（第二条第六項関係）